

# 田川都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(都市計画区域マスタープラン)

平成20年12月26日 告示

福岡県

# 目 次

1	都市計画の目標	1
(1)	都市づくりの基本理念	1
ア	地域特性	
イ	都市計画区域の広域的位置づけ	
ウ	都市計画区域の都市づくりの基本理念	
(2)	地域毎の市街地像	2
(3)	各種の社会的課題への対応	2
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	3
(1)	区域区分の決定の有無	3
3	主要な都市計画の決定等の方針	3
(1)	土地利用に関する方針	3
ア	主要用途の配置の方針	
イ	土地利用の方針	
ウ	大規模集客施設の立地誘導方針	
(2)	都市施設の整備に関する方針	5
ア	交通施設	
イ	下水道及び河川	
ウ	その他の都市施設	
(3)	市街地開発事業に関する方針	7
ア	主要な市街地開発事業の決定の方針	
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する方針	8
ア	基本方針	
イ	主要な緑地の配置の方針	
ウ	実現のための具体の都市計画制度の方針	
エ	主要な緑地の確保目標	
参考附図 1	将来像図	10
参考附図 2	主要な都市計画の決定の方針図	11
参考附図 3	大規模集客施設の立地誘導方針	12

## 田川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

田川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1 都市計画の目標

福岡県の都市を取り巻く社会経済環境の変化を認識しながら、各都市が今後とも都市活力のある社会経済活動の場として機能し、また、県民に快適で幸せな暮らしを提供する場として機能していくため、福岡県においては、「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標としている。

この目標を実現するため、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる「コンパクトな都市づくり」を都市整備の基本的な考え方としている。

県全域の都市圏構造においては、「アジアの交流拠点となる第4の大都市圏の創造」を目指して、福岡市、北九州市の都市機能の集積を活かしつつ、個性ある都市群により形成するネットワークを強化し、山地や海辺の自然軸等の豊かな自然環境と重ね合わせることで、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造の実現を図る。

#### (1) 都市づくりの基本理念

##### ア 地域特性

本区域は、県の北東部に位置し、東側は香春町と大任町、南側は嘉麻市旧山田市地区と川崎町、西側は飯塚市旧庄内町地区、北部は糸田町・福智町旧金田町地区・福智町旧方城町地区と隣接している。区域の北部は福智山地南西端、南部は金国山・摺鉢山などの丘陵性山地帯で、市街地は中元寺川と彦山川沿いの低地に広がっている。

明治末期から石炭を産出し、その後、石炭産業の中心地として栄え、昭和30年代前半の最盛期には人口10万人を超える産業都市であったが、炭鉱合理化による相次ぐ閉山のなかで昭和46年、炭鉱が全て閉山し、人口も減少した。

交通網においては、鉄道では、JR日田彦山線とJR後藤寺線、平成筑豊鉄道が、道路では、国道201号と国道322号が本区域内を縦横に走り、交通の要衝となっている。

また、今日では、地域のシンボルであったぼた山は工場団地や住宅団地、市立病院等となり、炭鉱住宅もまた建て替えが進められている。本区域は、新たな筑豊文化の発信基地としての役割が期待されている。

##### イ 都市計画区域の広域的位置付け

本区域は、隣接する川崎町、大任町、香春町、福智町旧方城町地区、福智町旧金田町地区、糸田町、周辺の添田町、福智町旧赤池町地区等と、日常生活圏を構成しており、より広域的には、北九州の影響も受け、直方、飯塚等とネットワークを形成している。

この日常生活圏において、本区域を中心的役割を担う区域と位置付ける。

また、北に響灘、西に三郡山地、東に福智山地、南に古処・英彦山地に囲まれる遠賀川流域の中東部にあり、これらとつながりを持った豊かな自然環境を保全・創造する区域と位置付ける。

## ウ 都市計画区域の都市づくりの基本理念

豊かな自然環境を保全・創造して、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造を実現するにあたって、本区域は、筑豊地域の南西部における日常生活圏で中心的役割を担う区域として機能し、その役割を果たすことが求められる。

このため、恵まれた自然を損なうことなく文化と伝統を継承し、人と自然の調和と共存を実現できるような都市づくりを進めていく必要がある。今後は、「人が豊かに輝くまち」の実現に向け、“人の活力が生まれるまちづくり”、“人と環境が共生するまちづくり”を都市づくりの基本理念として定めるものとする。

## (2) 地域毎の市街地像

J R田川伊田駅周辺地区を中心拠点として、J R田川後藤寺駅周辺地区を副拠点として位置付け、都市機能の集積を図るとともに、これらに近接する利便性の高い住宅地の整備を図り、これらの拠点を中心に一体的な秩序ある市街地の形成を図る。また、本区域の東部を彦山川が、西部を中元寺川が北へ流れ、その流域に広がる平地部などに身近に田園景観と親しめる田園集落ゾーンを位置付ける。白鳥工業団地、東町工業団地などについては、周辺環境と調和した工業ゾーンの形成を図る。

なお、北部の筑豊県立自然公園などからなる緑の自然軸をはじめ、西部や南部の丘陵地や山地も、自然環境保全ゾーンに位置付けることにより、身近に自然と親しめる空間の形成を図る。また、彦山川や中元寺川の保全・活用を図る。

## (3) 各種の社会的課題への対応

本区域の中心市街地は、空洞化が進展し、都市機能が低下しつつある。この中心市街地の活性化に向けて、中心市街地内を伊田及び後藤寺の2つの商店街を中心とする活性化重点エリア、交流促進エリア、生活環境更新エリアの3つに区分し、各エリアに応じた施策を推進していく。また、社会ニーズ、インフラ整備、地場産業の活用等、活性化に不可欠な要素については、有機的連携を図ることで反映していく。

また、他法令による土地利用規制がなされていない炭鉱跡地等の遊休地については、適切な利用を進める。

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないこととした根拠は以下のとおりである。

本区域は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定以前に区域区分制度の適用がなされていない区域である。

都市計画区域内人口は一体の都市としての一定規模の潜在能力をもつ目安としての10万人を下回っており、都市規模から判断される区域区分の必要性は低い。

人口集中地区（D I D）の指定はなされているが、人口、産業等の動向は停滞傾向を示しており、今後、急激かつ無秩序な市街化が拡大する可能性は低いと思われる。

## 3 主要な都市計画の決定等の方針

### (1) 土地利用に関する方針

#### ア 主要用途の配置の方針

##### (ア) 商業業務地

J R 田川伊田駅周辺地区、J R 田川後藤寺駅周辺地区においては、商業・業務施設等の集積を図り、本区域の中心商業地の形成を図る。

また、両地区に挟まれた栄町地区、平松町地区の一部については、住環境に配慮しながら、住民サービスのための沿道型商業地を配置する。

##### (イ) 工業地

白鳥工業団地地区、東町工業団地地区、川宮地区などを中心に工業地を配置する。

##### (ウ) 住宅地

J R 田川伊田駅周辺地区から J R 田川後藤寺駅周辺地区を中心とした既成市街地を、商業業務施設と調和した住宅地と位置付ける。

繃地区、大藪地区、白鳥地区、伊加利地区、丸山地区などの宅地開発等により、良好な低層の住宅地を形成している地区においては、今後とも良好な居住環境の維持、保全を図る。

#### イ 土地利用の方針

##### (ア) 土地の高度利用に関する方針

J R 田川伊田駅に隣接する伊田商店街の一部においては、土地の有効利用や複合的な土地利用の観点から高度化を図る。

### (イ) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

商業、工業、住居の用途の混在地区について、用途地域の指定に沿って、ふさわしい用途純化と、環境整備及び保全を図る。

さらに、糀地区の市立病院を中心とした一部の区域は、厚生地区として用途純化を図る。

### (ウ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

糀地区、大藪地区、白鳥地区、伊加利地区、丸山地区などの良好な低層住宅地が形成されている地区においては、今後も良好な居住環境を保持し、環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。

また、旧炭鉱住宅等の密集した住宅地において、居住環境の改善を図る。

### (エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

彦山川や中元寺川沿いの優良な農地は、今後とも農用地区域として保全する。

### (オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の周辺部に存する里山林は、良好な環境を保持するため、これを保全する。

## ウ 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造に影響を及ぼす下表に定める大規模集客施設については、立地の影響が市町村の範囲内にとどまる程度の大規模集客施設を誘導する「拠点」と、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、より広域的な大規模集客施設の立地を誘導する「広域拠点」として下記のとおり位置づけ、次の土地利用方針によることとし、都市機能が「拠点」、「広域拠点」に集積する集約型都市構造への転換を図るものとする。

広域拠点 / 拠点	拠点名称
拠点	JR・平成筑豊鉄道田川伊田駅周辺
拠点	JR・平成筑豊鉄道田川後藤寺駅周辺

### (ア) 「広域拠点」における土地利用の方針

広域拠点は、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導する。

広域拠点においては、原則として床面積等の規模上限なく大規模集客施設が立地できるものとし、商業地域等の用途地域あるいは地区計画等により、その実現を図る。

## (イ) 「拠点」における土地利用の方針

拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する。

拠点においては、原則として床面積<sup>(※1)</sup> 10,000m<sup>2</sup><sup>(※2)</sup>以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

なお、立地の影響が1つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。

## (ウ) 「拠点以外の地域」における土地利用の方針

拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制する。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区、特定用途制限地域等により、その実現を図る。

なお、大規模集客施設の規模は立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模とし、都市圏等の実情による。

大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等	うち広域拠点に立地を誘導する規模等
商業・ 娯楽系	商業施設	施設の床面積の合計が 3,000m <sup>2</sup> <sup>(※3)</sup> を超えるもの	施設の床面積の合計が 10,000m <sup>2</sup> <sup>(※2)</sup> を超えるもの
	スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設		
公共・ 公益系	公共施設（国、地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設	国・県が整備する公共施設
	病院	病床数200床 <sup>(※3)</sup> <sup>(※4)</sup> を超えるもの	3次医療圏規模のもの
	福祉施設	収容人数200人 <sup>(※3)</sup> を超えるもの	（立地の影響が市町村の範囲を超えるような規模のものはない）
	大学等	学生数が500名 <sup>(※3)</sup> を超えるもの	同左

(※1) 商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設の床面積の合計

(※2) 立地の影響が1つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。

(※3) 立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。

(※4) 病床数には、療養、精神等を除く。

## (2) 都市施設の整備に関する方針

### ア 交通施設

#### (ア) 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域の特徴として、国道201号、322号、322号バイパスで形成される広域道路網で福岡、北九州、行橋、久留米などの主要都市と結節し、県道によりこれを補完している。

また、都市内交通の連携を図り、幹線道路から区画道路にいたるまで体系的な道路網の整備を図る。

JR日田彦山線とJR後藤寺線、平成筑豊鉄道がより利便性の高い公共交通機関となるために、JR田川伊田駅、JR田川後藤寺駅とバス路線などの連携による交通結節機能の強化を図る。

## b 整備水準の目標

本区域の骨格を形成する幹線道路については、用途地域内道路密度で平成12年現在1.6km/km<sup>2</sup>の整備がなされている。

本区域の特性に応じた道路整備を推進する。

### (イ) 主要な施設の配置の方針

#### a 道路

広域的な道路網として、国道201号、322号を位置付け、バイパス整備などその機能強化を図る。

さらに、鉄道駅へのアクセス道路の整備を図り、道路の整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保や駅周辺におけるバリアフリー等に配慮する。

### (ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

#### a 道路

種別	名称
道路（幹線道路）	3・4・1 福岡行橋線
道路（幹線道路）	3・4・2 南大通り線
道路（幹線道路）	3・4・9 後藤寺東町線

## イ 下水道及び河川

### (ア) 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

下水道は生活環境の向上のみにとどまらず、河川・海岸等の公共用水域の水質を保全し、浸水を防止し、快適な生活と良好な環境を確保していくうえで必要な都市の基盤施設であるため、下水道の計画を進める。なお、下水道処理区域以外の地区については合併処理浄化槽の設置や農業集落排水事業を推進するものとする。

また、防災性の向上やうるおいのある空間形成を図るため、河川改修を行うとともに、環境の保全を図る。

## b 整備水準の目標

### (a) 下水道

平成12年において公共下水道の事業計画処理区域はない。今後、地域毎に適切な汚水処理方法を検討し、処理区域を定め、下水道の事業化を目指す。

### (b) 河川

本区域における河川整備は、緊急度に応じて改修を促進していく。



## (イ) 主要な施設の配置の方針

### a 河川

洪水による災害の防止、適切な利用及び河川環境の整備と保全のため、適切に改修及び維持管理に努める。

## (ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

### a 河川

猪位金川の未整備区間（糸町橋～新糸町橋）の改修を進める。

## ウ その他の都市施設

### (ア) 基本方針

#### a ごみ処理場・ごみ焼却場

ごみ処理については、田川地区清掃施設組合（田川市、川崎町、糸田町、福智町旧金田町地区、福智町旧方城町地区、福智町旧赤池町地区）により川崎町に設置された田川市川崎町清掃センター、福智町旧赤池町地区に設置された田川地区施設組合下田川じん芥清掃センターにおいて広域的に処理を行っており、今後ごみの効率的な処理体制の確保、運用を図る。

#### b 汚物処理場

汚物処理については、田川地区清掃施設組合（田川市、川崎町、糸田町、福智町旧金田町地区、福智町旧方城町地区、福智町旧赤池町地区）により田川市に設置された乙女環境センター、福智町旧方城町地区に設置された下田川クリーンセンターにおいて広域的に処理を行っており、今後効率的な処理体制の確保、運用を図る。

## (イ) 主要な施設の配置の方針

都市生活を営む上で必要不可欠な施設であるごみ処理施設、汚物処理施設については、広域行政組合で管理運営を行い、今後も施設の配置については、広域的な分担を図る。

## (3) 市街地開発事業に関する方針

### ア 主要な市街地開発事業の決定の方針

#### (ア) 基本方針

拠点整備や防災性の向上、居住環境の向上などの観点から計画的な市街地整備が必要とされる地区について、市街地開発事業の導入により都市活動を支える基盤整備を検討する。

本区域の中心拠点において、中心市街地の活性化に向け、有効な土地利用の転換及び高度利用を検討する。

## (4) 自然的環境の整備又は保全に関する方針

### ア 基本方針

#### (ア) 基本方針

本区域は、県の北東部に位置し、北部、南部は山地・丘陵地であり、河川は一級河川の彦山川や中元寺川が流れている。

これらの自然環境に恵まれた地域特性を活かすため、「人と環境が共生するまち」を基本方針として、水と緑の豊かな自然の保全・整備を図る。また、住民が憩い集う公園緑地の整備、総合的な水辺環境の形成を推進するとともに、都市景観に配慮したまちづくりを進める。

#### (イ) 緑地の確保目標水準

本区域の将来にわたって確保すべき緑地として次の目標を掲げる。

##### a 緑地の確保目標

平成12年（現況） における緑地の面積	平成32年（おおむね20年後）における緑地の確保目標		
	緑地の面積	用途地域面積に 対する割合	都市計画区域面積に 対する割合
約42ha	約195ha	約19%	約3.6%

##### b 都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成12年（現況）	平成32年（おおむね20年後）
都市計画区域人口1人当り目標水準	7.8㎡/人	20.7㎡/人

### イ 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置にあたっては、都市の骨格の形成に資するように、市街化の動向、道路等の都市施設との関連を充分勘案した均衡ある配置を図る。

本区域においては、次のような配置方針を踏まえ、総合的に緑地を配置する。

#### (ア) 既存公園の整備

既存公園のそれぞれの特徴を活かし、高齢者・障害者・児童等が利用しやすいようにバリアフリーを考慮した施設の整備・改良及び駐車場の整備に努める。

#### (イ) 都市計画公園の均衡な配置計画

本区域の東部と西部の都市計画公園の配置に大きな差が生じていることから、今後は猪位金地区を中心に整備計画を検討していく。

#### (ウ) ポケットパークの推進

中心市街地活性化基本計画で検討された伊田地区と後藤寺地区に憩いとくつろぎのポケットパーク、コミュニティ広場について検討を進める。

## (エ) 街路樹の計画的な整備

道路及び地域の環境に応じた街路樹の計画的な整備を行う。

## (オ) 環境保全

快適な都市環境の形成や多様な生物の生育・生息地（ビオトープ）の確保を図るため、河川等の水辺空間と一体化した公園緑地の整備を推進し、水と緑のネットワークの拠点の形成を図る。

## (カ) 水辺環境の総合的な整備・管理

水辺を利用しやすく、住民の憩いの場となるよう、住民等と連携して水辺環境の総合的な整備・管理を行う。

## ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

### (ア) 公園緑地などの整備目標及び配置方針

街区公園、近隣公園、地区公園については、住民が利用しやすい位置に適切に配置する。

総合公園については、成道寺公園約11ha、運動公園については中央公園約37haの確保を図る。平原緑地については、都市緑地として確保を図る。

## エ 主要な緑地の確保目標

### (ア) 主要な公園緑地等

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

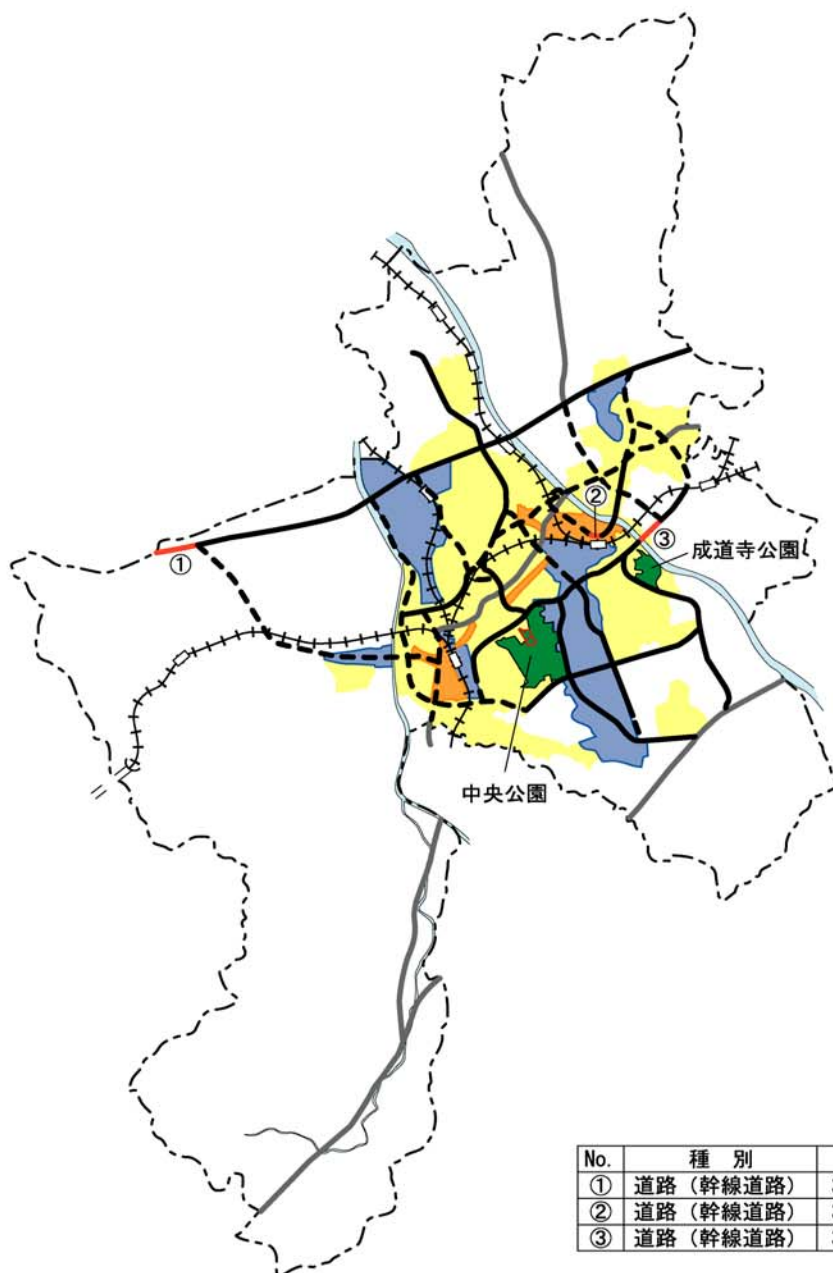
種 別	名 称
運動公園	中央公園

参考附图1【 将来像図 】



凡 例		
: 市街地ゾーン	: 主要河川	: 中心拠点
: 自然環境保全ゾーン	: 主要道路軸	: 副拠点
: 田園集落ゾーン	: 鉄道	: 緑とレクリエーションの拠点
: 工業ゾーン		

参考附図2【主要な都市計画の決定の方針図】



No.	種別	名称
①	道路(幹線道路)	3・4・1 福岡行橋線
②	道路(幹線道路)	3・4・2 南大通り線
③	道路(幹線道路)	3・4・9 後藤寺東町線

凡例

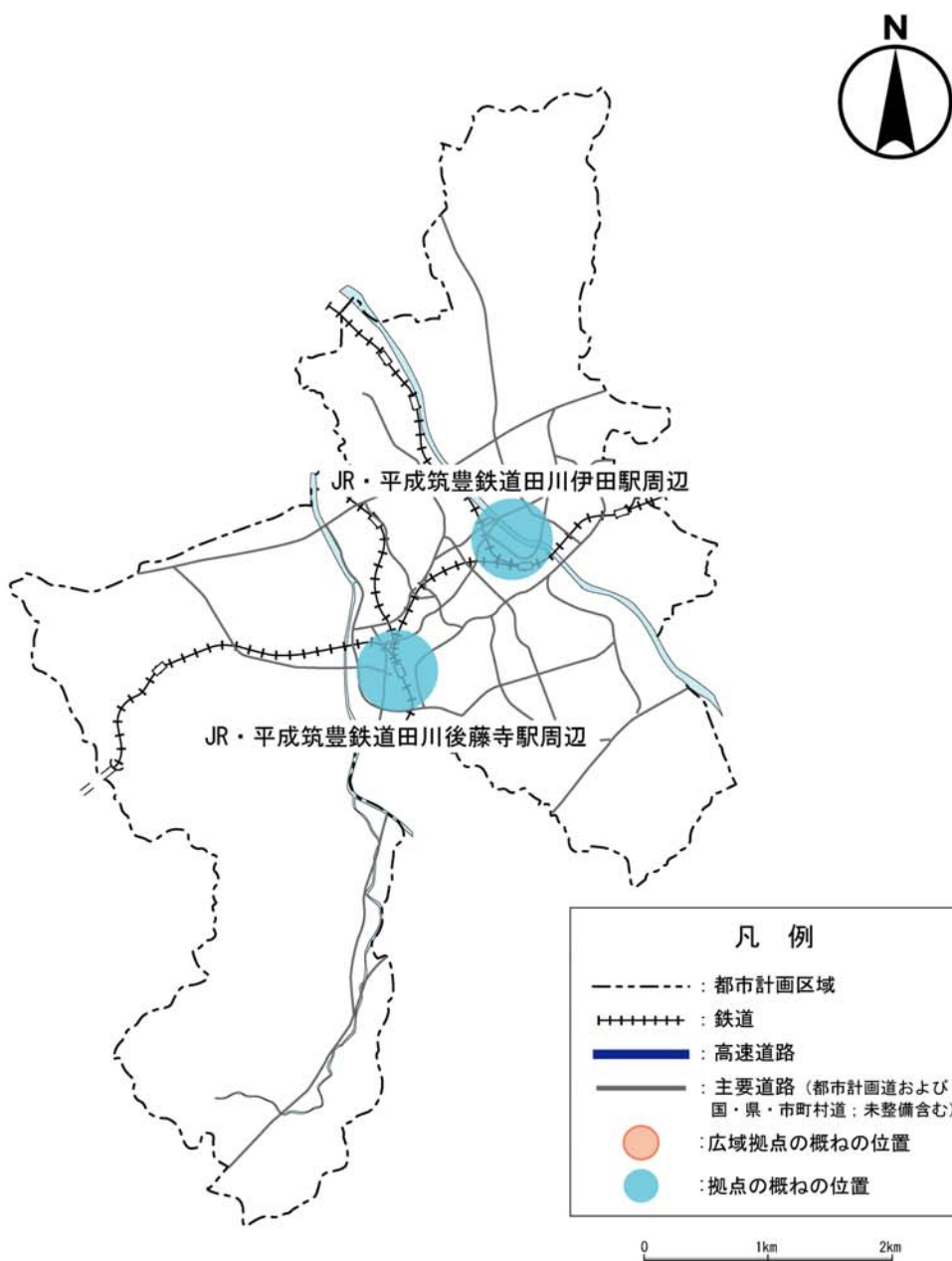
- : 都市計画区域
- : 住宅地
- : 商業業務地
- : 工業地・流通業務地
- ++++ : 鉄道

- 主な交通施設
- [都市計画決定済]
- : 整備済
  - (red) : おおむね10年以内に事業の実施(施工中を含む)を予定する主な施設
  - : 未整備
- [その他]
- (grey) : その他の国・県・市道

- 主な公園緑地
- (green) : 整備済
  - (hatched) : 計画
  - (red-green) : おおむね10年以内に事業の実施(施工中を含む)を予定する主な施設

参考附図3【大規模集客施設の誘導方針図】

大規模集客施設の誘導方針位置図



## 理 由 書

福岡県の都市を取り巻く社会経済環境の変化を認識しながら、各都市が今後とも都市活力のある社会経済活動の場として機能し、また、県民に快適で幸せな暮らしを提供する場として機能していくため、福岡県においては、「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標と位置づけており、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる「コンパクトな都市づくり」を都市整備の基本的な考えとして取り組んできたところです。

このため、都市圏ごとに「広域拠点」や「拠点」を位置づけ、土地利用方針を明らかにし、これらの区域に多様な都市機能を誘導していくこととしました。

以上の理由により、今回は、平成16年5月に都市計画決定された、田川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更します。

なお、他の県内54都市計画区域についても、今回同様に変更することとしています。

以 上